

観光需要創出に向けた誘客促進支援事業実施要綱

5 産 労 観 受 第 251 号
令和 5 年 5 月 22 日

(目的)

第1条 この要綱は、都内の観光需要の創出に向け、東京の観光振興や都内への誘客効果が見込まれる、観光関連団体等が主催する全国大会の都内開催を支援するため、都内での全国大会開催に要する経費の一部を支援する「観光需要創出に向けた誘客促進支援事業（以下「本事業」という。）」の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「観光関連団体等」とは、次に該当する団体をいう。
 - ア 各都道府県または国内各エリアに支部・事務局を有し、主な目的として観光の振興その他の観光に関する活動を行う法人その他の団体
 - イ 各都道府県または国内各エリアに支部・事務局を有し、複数の観光関連事業者が会員・構成員として所属する法人その他の団体
 - ウ その他、アまたはイと連携して全国大会の主催・共催・主管等を行うことが、より効果的な都内誘客につながると認められる法人その他の団体
- (2) 「観光関連事業者」とは、旅行者向けに宿泊業、旅行業、観光バス事業等を営む事業者をいう。

(支援の対象)

第3条 本事業の支援対象者は、観光関連団体等とする。

2 ただし、次に該当する団体はこの要綱に基づく支援の対象としない。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者がある団体
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同

条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っている団体

- (4) 過去5年以内に刑事法令による罰則の適用を受けている団体
- (5) 民事再生法（平成11年法律第255号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく申立・手続中（再生計画等認可後は除く。）、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在している団体
- (6) 東京観光財団・東京都中小企業振興公社・国・都道府県・区市町村等から補助事業の交付決定取消等を受けている団体、又は法令違反等不正の事故を起こした団体
- (7) 同一テーマ・内容で、東京観光財団・東京都中小企業振興公社・国・都道府県・区市町村等から補助を受けている団体。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。
- (8) 既に本事業の支援決定を受けている団体
- (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- (10) その他、知事が公的資金の助成先として適切でないと判断する団体。

（支援の対象事業）

第4条 支援の対象となる事業は、前条に定める者が主催する全国大会（当該大会に付随して実施される取組等を含む）の都内開催に直接要する経費とする。

2 前項の「全国大会」とは、その名称の如何を問わず、次に掲げる要件をすべて具備するものとする。

- (1) 観光関連団体等がその目的を達成するため、原則として定期的に日本各地で開催するもので、かつ大会ごとに異なる都道府県やエリア等で開催されること
- (2) 観光関連団体等が主催・共催・主管等を行い、都内開催が決定していること、または開催候補地となっていること
- (3) 観光関連団体等の会員・構成員が全国から参加することで、全国から都内への誘客が相当程度見込めること
- (4) 開催時に、東京の観光振興につながる取組を実施すること
- (5) 他の観光関連団体等から本事業の交付申請がなされていないものであること

（公募）

第5条 知事は、本事業の支援の対象となる観光関連団体等を公募する。

2 前項の公募に応じる申請者は、別に定める事業の概要等を記載した書面（以下「事業計画書」という。）を東京都に提出するものとする。

（審査）

第6条 知事は、前条に基づき事業計画書の提出がされた場合、別に定める審査会による審査に諮り、適正と認められた事業を支援の対象として決定する。

2 知事は、前項の決定に際して、必要な条件を付することができる。

3 その他審査及び決定に必要な事項は、別に定める。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。